

社会福祉法人すぎの芽会 行動計画

社員の職業生活と家庭生活の両立を支援し、かつ女性活躍を促進するため以下のような対策を行う。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日

2. 内 容

*従業員の子育てや職業生活と家庭生活の両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：新しいキャリアパス体系を構築し、勤務地や担当業務について柔軟な対応ができるようにする。

<対策>

- 令和3年4月 キャリアパス制度の見直しと整備
- 令和3年5月 社内説明会の実施
- 令和3年6月 就業規則の改訂、新しいキャリアパス制度の運用開始

*女性の活躍推進に関する取組の内容として定めた事項

目標2：女性の家庭生活と職業生活の両立支援を行うため、有給休暇の取得率を60%以上とする

<対策>

- 令和3年4月 有給休暇計画書を作成し、従業員へ周知する。
- 令和3年4月 自分や家族の誕生日に取得するよう促進する。
- 令和3年4月 夏季や冬季等、連続した有給取得促進について周知する。
- 令和3年10月 取得が出来ていない従業員に対し、個別面談等により取得促進を行う。